

## 愛知県再犯防止連絡協議会設置要綱

## (設置)

第1条 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第5条に基づき、再犯の防止に携わる関係機関・団体等が連携・協力して再犯の防止に関する施策を推進するため、愛知県再犯防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議を行う。

- (1) 再犯の防止に関する取組に係る事項
- (2) その他再犯の防止に関して必要な事項

## (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、愛知県防災安全局長をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県防災安全局県民安全監をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

## (運営)

第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

## (検討委員会)

第5条 会長は、専門の事項を協議するため、検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会は、同時に複数置くことができる。
- 3 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 4 委員長は、協議会委員の中から会長が指名する。また、委員は、検討する内容に応じて、委員長が協議会委員の中から指名する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において行う。

## (個人情報の保護)

第7条 協議会及び委員会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年6月8日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

会長	愛知県防災安全局長
副会長	愛知県防災安全局県民安全監
	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課長 愛知県県民文化局学事振興課私学振興室長 愛知県福祉局福祉部地域福祉課長 愛知県福祉局福祉部障害福祉課長 愛知県福祉局高齢福祉課長 愛知県福祉局児童家庭課長 愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長 愛知県保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室長 愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課長 愛知県労働局就業促進課長 愛知県建設局土木部建設企画課長 愛知県建築局公共建築部住宅計画課長 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室長 愛知県教育委員会事務局管理部財務施設課長 愛知県教育委員会事務局教育部あいちの学び推進課長 愛知県教育委員会事務局教育部高等学校教育課長 愛知県教育委員会事務局教育部義務教育課長 愛知県教育委員会事務局教育部保健体育課長 愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課長 名古屋地方検察庁総務部刑事政策推進室長 中部矯正管区総務企画部更生支援企画課長 中部地方更生保護委員会指導監査官 名古屋保護観察所首席保護観察官 愛知労働局職業安定部職業対策課長 名古屋刑務所矯正処遇調整官 豊橋刑務支所首席矯正処遇官 岡崎医療刑務所首席矯正処遇官 名古屋拘置所首席矯正処遇官 瀬戸少年院首席専門官 愛知少年院首席専門官 名古屋少年鑑別所首席専門官 愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長 愛知県医師会理事 愛知県社会福祉協議会事務局長 愛知県社会福祉士会事務局長 愛知県更生保護協会事務局長 愛知県保護司会連合会副会長 愛知県更生保護事業連盟理事 愛知県更生保護女性連盟事務局長 愛知県BBS連盟事務局長 愛知県就労支援事業者機構事務局長 愛知県地域生活定着支援センター長 愛知県内地区協力雇用主会代表 愛知県社会保険労務士会会长 再非行防止サポートセンター愛知理事長
委員	